

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 6 月 28 日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

- 富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例施行規則 1
- 富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2
- 富山県事務委任規則の一部を改正する規則 3
- 富山県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則 5
- 富山県会計規則の一部を改正する規則 8

人事委員会規則

- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 9

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例施行規則を次のように定め、公布する。

平成25年 6 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第26号

富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例施行規則

富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例施行規則（平成20年富山県規則第25号）の全部を改正する。

（条例第 1 条第 1 項第 2 号の規則で定める職員）

第 1 条 富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例（平成17年富山県条例第 8 号。以下「条例」という。）第 1 条第 1 項第 2 号の表教育職給料表(2)の項職務の級又は号給の欄の規則で定める職員は、その職務の級が 2 級である職員のうちその号給が 121 号給以上の職員であって、平成25年 4 月 1 日前に50歳に達したものとす。

2 条例第 1 条第 1 項第 2 号の表教育職給料表(3)の項職務の級又は号給の欄の規則

で定める職員は、その職務の級が2級である職員のうちその号給が137号給以上の職員であって、平成25年4月1日前に50歳に達したものとする。

(条例第1条第2項第1号の規則で定めるもの)

第2条 条例第1条第2項第1号の規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げる給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給とする。

給料表	職務の級及び号給
行政職給料表	1級29号給
教育職給料表(2)	2級5号給
教育職給料表(3)	2級17号給
医療職給料表(2)	2級5号給
医療職給料表(3)	2級13号給

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年6月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第27号

富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

富山県単純労務職員の給与に関する規則(昭和34年富山県規則第42号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成20年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「平成23年3月31日」を「平成26年3月31日」に、「及び富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」を「並びに富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」に改め、「給料の額」の次に「及び富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成24年富山県規則第19号)附則第3項の規定

による額」を加え、「100分の1」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成25年4月1日における職務の級が4級であつた者であつて同日において次に掲げる者であつたもの 100分の7.77
 - ア その号給が80号給以上であつた者
 - イ その号給が65号給以上80号給未満であつた者であつて平成25年4月1日前に50歳に達していた者
- (2) 前号に掲げる者以外の者 100分の4.77

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年6月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第28号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中サをシとし、同号コ中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同コを同号サとし、同号ケ中「第4条第1項」を「第4条第2項」に改め、同ケを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 富山県食品衛生条例第4条第1項の規定による届出を受理すること。

第2条第19号ア中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号イからオまでの規定中「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号カ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号キ中「又は飼養施設の設置」を「飼養施設の設置又は犬猫等販売業」に改め、同号中ネからハマまでを削り、ヌをモとし、ニをマとし、同マの次に次のように加える。

ミ 動物の愛護及び管理に関する法律第41条の2の規定による通報を受理すること。

ム 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）附則第3条第2項の規定による犬猫等販売業の届出を受理すること。

メ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第8条第1項の規定による第二種動物取扱業の届出を受理すること。

第2条第19号ナ中「第35条第3項」を「第35条第5項」に改め、同ナを同号ホとし、同号ト中「第35条第1項」の次に「本文」を加え、「同条第2項」を「同条第3項」に、「ねこ」を「猫」に改め、同トを同号ヒとし、同ヒの次に次のように加える。

フ 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項ただし書の規定により犬又は猫の引取りを拒否すること。

ヘ 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により犬又は猫を引き取るべき場所を指定すること。

第2条第19号テ中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同テを同号ハとし、同号中ツをネとし、同ネの次に次のように加える。

ノ 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

第2条第19号中チをヌとし、同号タ中「第24条第1項」の次に「（同法第24条の4において準用する場合を含む。）」を加え、同タを同号テとし、同テの次に次のように加える。

ト 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定による第二種動物取扱業の届出を受理すること。

ナ 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第1項の規定による変更の届出を受理すること。

ニ 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第2項の規定による変更又は飼養施設の使用の廃止の届出を受理すること。

第2条第19号ソ中「第23条第3項」の次に「（同法第24条の4において準用する

場合を含む。）」を加え、同ソを同号ツとし、同号中セをチとし、同号ス中「第23条第1項」の次に「（同法第24条の4において準用する場合を含む。）」を加え、同スを同号タとし、同号シ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業者」に改め、同シを同号スとし、同スの次に次のように加える。

セ 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定による届出を受理すること。

ソ 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第3項の規定により検案書又は死亡診断書の提出を命ずること。

第2条第19号サ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業者」に改め、同サを同号シとし、同号コ中「第16条第1項」の次に「（同法第24条の4において準用する場合（同法第16条第1項第5号に係る部分を除く。）を含む。）」を加え、同コを同号サとし、同号ケ中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同ケを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定による届出を受理すること。

附 則

この規則中第2条第7号の改正規定は平成25年8月1日から、同条第19号の改正規定は同年9月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年6月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第29号

富山県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

富山県食品衛生条例施行規則（平成12年富山県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(届出書の様式等)

- 第 1 条の 2** 条例第 4 条第 1 項の規定による届出は、漬物製造業の開始届(様式第 1 号)に施設及び設備の概要その他必要な書類を添えて、営業所の所在地を管轄する富山県厚生センター条例(平成14年富山県条例第 2 号)第 1 条に規定する厚生センターの長(以下「厚生センター所長」という。)に提出するものとする。
- 2 条例第 4 条第 2 項の規定による届出は、給食施設の開設届(様式第 1 号の 2)に施設及び設備の概要その他必要な書類を添えて、施設の所在地を管轄する厚生センター所長に提出するものとする。
- 3 条例第 4 条第 3 項の規定による届出は、漬物製造業(給食施設)の変更(廃止)届(様式第 2 号)により、営業所又は施設の所在地を管轄する厚生センター所長に提出するものとする。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項各号列記以外の部分中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 4 項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

別表第 1 第 3 項第 4 号を次のように改める。

- (4) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 18 条第 1 項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第 2 項の規定により、食品に直接接触する作業に従事させないこと。

別表第 5 第 1 項第 3 号キ及びクに次のただし書を加える。

ただし、乳類販売業にあつては、この限りでない。

様式第 1 号中「(第 2 条関係)」を「(第 1 条の 2 関係)」に、「第 4 条第 1 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、同様式を様式第 1 号の 2 とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

様式第 1 号（第 1 条の 2 関係）

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住所
届出者
氏名
(法人の場合は、所在地、
名称及び代表者氏名)

漬物製造業の開始届

次のとおり富山県食品衛生条例第 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

営業所	名称、屋号 又は商号	
	所在地	〒 電話番号
営業開始年月日	年 月 日	
使用水		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 営業所の周囲 100メートル以内の見取図
- (2) 営業設備の主要並びに施設の面積、構造及び機械器具の配置を表す平面図
- (3) 製造品名、製造方法の概要及び製造量を記載した書類

様式第 2 号中「(第 2 条関係)」を「(第 1 条の 2 関係)」に、「給食施設の変更(廃止)届」を「漬物製造業(給食施設)の変更(廃止)届」に、「第 4 条第 2

項」を「第 4 条第 3 項」に、
「施設」を「営業所又は施設」に、

「開始届出年月日」を「開始(開設)届出年月日」
に改め、同様式の備考の 2 を次のように改める。

2 不要の文字は、抹消すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 5 の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県食品衛生条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成 25 年 6 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 30 号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則(昭和 62 年富山県規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表第 7 中「株式会社みずほ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行」を「株式会社みずほ銀行」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(出 納 課)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年 6 月28日

富山県人事委員会

委員長 中 井 敏 郎

富山県人事委員会規則第469号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 259号）の一部を次のように改正する。

第7条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、平成25年 4 月13日から適用する。
